

平成 26 年度

## 公民館に関する基礎資料

文部科学省 国立教育政策研究  
社会教育実践研究センター

### 10 社会教育法第 23 条の解釈について

昭和 30 年 2 月 10 日 委社第 20 号  
千葉県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長回答

#### 照 会

公民館の施設を特定政党の利害に関する事業のために当該特定政党に貸すことは、社会教育法第 23 条第 1 項第二号の規定に該当するか。

#### 回 答

設問の如く特定政党に貸すという事実のみをもって直ちに社会教育法第 23 条第 1 項第二号に該当するとはいえないが、当該事業の目的及び内容が特定の政党の利害にのみ関するものであって社会教育の施設としての目的及び性格にふさわしくないと認められるものである場合、又はこれに該当しないものであっても当該使用が一般の利用とは異なった特恵的な利用若しくは特別に不利益な利用にわたるものである場合、若しくは以上の場合に該当しないものであっても特定の政党にその利用が偏するものである場合には、いずれも社会教育法第 23 条第 2 号の規定に該当すると解せられるから注意を要する。

なお、衆議院議員の総選挙その他公職選挙法第 14 章の 3 に定める特定の選挙においては、同法の定めるところにより、その選挙活動の期間中及び選挙の当日に限り、政党その他の政治団体が行う政治活動のうち政談演説会等について、その開催が禁止又は規制されていることに留意を要するから念のため申し添える。